第九条第九号ニ（四）を削り、同条第十号ホ（二）中「もの」の下に「（融着型テーパーファイバーコンバイナー及び多層膜誘電体グレーティングを除く。）」を加え、同号ホに次のように加える。

（三）　ファイバーレーザー発振器の部分品であって、次のいずれかに該当するもの

1　入出力ともにマルチモードファイバーを用いた融着型テーパーファイバーコンバイナーであって、次の一及び二に該当するもの

一　一、〇〇〇ワットを超える総定格平均出力又は持続波の総定格出力（シングルモードコアを通って伝送される出力を除く。）における挿入損失が〇・三デシベル以下に維持されるもの

二　入力ファイバーの数が三以上のもの

2　入力にシングルモードファイバーを、出力にマルチモードファイバーを用いた融着型テーパーファイバーコンバイナーであって、次の全てに該当するもの

一　四、六〇〇ワットを超える総定格平均出力又は持続波の総定格出力における挿入損失が〇・五デシベル未満に維持されるもの

二　入力ファイバーの数が三以上のもの

三　次のいずれかに該当するもの

イ　入力ファイバーの数が五以下であって、出力におけるビームパラメータ積が一・五ミリメートル・ミリラジアン以下のもの

ロ　入力ファイバーの数が五を超えるものであって、出力におけるビームパラメータ積が二・五ミリメートル・ミリラジアン以下のもの

3　多層膜誘電体グレーティングであって、次の一及び二に該当するもの

一　五以上のファイバーレーザー発振器のビームをスペクトル的又はコヒーレント的に結合するために設計されたもの

二　持続波レーザー損傷閾値が一平方センチメートル当たり一〇キロワット以上のもの

第九条第十六号に次のように加える。

ヌ　希土類元素を添加したダブルクラッドファイバーであって、次のいずれかに該当するもの

（一）　レーザー波長の公称値が九七五ナノメートル以上一、一五〇ナノメートル以下であって、次の1及び2に該当するもの（インナーガラスクラッドの直径が一五〇マイクロメートル超三〇〇マイクロメートル以下のものを除く。）

1　コアの直径の平均値が二五マイクロメートル以上のもの

2　コアの開口数が〇・〇六五未満のもの

（二）　レーザー波長の公称値が一、五三〇ナノメートルを超えるものであって、次の1及び2に該当するもの

1　コアの直径の平均値が二〇マイクロメートル以上のもの

2　コアの開口数が〇・一未満のもの

第十一条第三号を次のように改める。

三　削除

第十一条第九号を次のように改める。

九　削除

第十二条第一号イ（一）2を次のように改める。

2　民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであって、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関から次のいずれかの文書を発行されたもの

一　型式証明

二　型式証明と同等の文書であって、国際民間航空機関の承認を受けたもの

第十二条第三号中「ガスタービンエンジンの」の下に「組立品又はその」を、「いずれかに該当する」の下に「航空機用の」を加え、同条第四号を次のように改める。

四　宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体又はこれらの部分品であって、次のいずれかに該当するもの

イ　宇宙空間用の飛しょう体の打上げ用の飛しょう体

ロ　宇宙空間用の飛しょう体

ハ　宇宙空間用の飛しょう体のバス

ニ　宇宙空間用の飛しょう体のペイロードであって、第六条第二号イ（一）4若しくは第十六号、第八条第一号イ、第二号イ（二）若しくは第九号ハ若しくはホ又は第九条第三号イ若しくはロ、第四号、第六号、第八号、第九号ハ、第九号の二、第十三号ニ、ホ、ル若しくはヲ若しくは第十号のいずれかに該当する貨物が組み込まれたもの

ホ　宇宙空間用の飛しょう体に搭載するように設計した装置であって、次のいずれかの機能を有するもの

（一）　遠隔指令又は遠隔測定データ処理

（二）　ペイロードデータ処理

（三）　姿勢及び軌道の制御

第十二条第四号の次に次のように加える。

四の二　宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体の制御又はこれらの作動状態の監視のために必要な装置であって、地上に設置するように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの（宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体の制御又はこれらの作動状態の監視に使用するように設計したものに限る。）

イ　無線遠隔制御装置又は無線遠隔測定装置

ロ　シミュレーター

第十二条第七号イ及び第九号イ中「総推力容量」を「全力積」に改め、同条第十号イ及びロを次のように改める。

イ　打上げ用の飛しょう体の部分品（ノーズコーン以外のものにあっては、重量が一〇キログラムを超えるものに限る。）であって、次のいずれかに該当するもの

（一）　第四条第十五号ホに該当する繊維からなる複合材料又は同条第十三号若しくは第十四号ロに該当する樹脂

（二）　金属マトリックス複合材料であって、次のいずれかで補強されたもの

1　第四条第十二号に該当する物質

2　第四条第十五号に該当する繊維

3　第四条第七号イに該当するアルミニウムの化合物

（三）　第四条第十二号に該当するセラミックマトリックス複合材料

ロ　打上げ用の飛しょう体の推進装置の部分品であって、第五号、第七号又は前号のいずれかに該当する推進装置に使用するように設計したものであって、次のいずれかを用いたもの

（一）　第四条第十五号ホに該当する繊維又は同条第十三号若しくは第十四号ロに該当する樹脂

（二）　金属マトリックス複合材料であって、次のいずれかで補強されたもの

1　第四条第十二号に該当する物質

2　第四条第十五号に該当する繊維

3　第四条第七号イに該当するアルミニウムの化合物

（三）　第四条第十二号に該当するセラミックマトリックス複合材料